

## FASB の概念フレームワークについて : 財務諸表に対する注記を中心として

岩崎, 勇  
九州大学大学院経済学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1813030>

---

出版情報 : 経済学研究. 84 (1), pp.77-92, 2017-06-30. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# FASB の概念フレームワークについて

— 財務諸表に対する注記を中心として —

岩 崎 勇

## I はじめに

米国において政治的な圧力等を避け、首尾一貫した個別の会計基準を設定するための「メタ基準」としての概念フレームワークを設定するために、財務会計基準審議会（FASB）は1974年1月からこれに関するプロジェクトを開始し、表1のように、1978年11月から2000年2月までに7つの概念フレームワークを公表している。そして、FASBは2005年から2010年まで、概念フレームワークの開発に関して国際会計基準審議会（IASB）と共同プロジェクトを行っており、その間に、2010年9月に財務会計概念書第8号「財務報告のための概念フレームワーク 第1章 一般目的財務報告の目的、及び第3章 有用な財務情報の質的特性」等を公表した。しかし、2010年以降共同プロジェクトは中止・解

表1 米国の概念フレームワーク関連の概要

年	月	内 容
1974	1	概念フレームワークに関するプロジェクトの開始
78	11	SFAC 1号「営利企業による財務報告の目的」の公表
80	2	SFAC 3号「営利企業の財務諸表の構成要素」及び4号「非営利組織による財務報告の目的」の公表
	5	SFAC 2号「会計情報の質的特性」の公表
84	12	SFAC 5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」の公表
85	12	SFAC 6号「財務諸表の構成要素」(SFAC 3号に置き換わるもの)の公表
2000	2	SFAC 7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」の公表
04	10	FASB・IASB：概念フレームワークに関する共同プロジェクトをアジェンダに追加することを決定
05	1	FASB・IASB：概念フレームワークに関する共同プロジェクトの立ち上げ
09	7	開示フレームワーク・プロジェクトをアジェンダに追加
10	3	財務会計概念書案（第2章）「財務会計概念書：報告企業」の公表
	9	SFAC 8号「財務報告のための概念フレームワーク 第1章 一般目的財務報告の目的、及び第3章 有用な財務情報の質的特性」(SFAC 1号と2号に置き換わるもの)の公表
12	7	討議資料「開示フレームワーク」の公表と意見募集
14	3	財務会計概念書案（公開草案）「財務報告のための概念フレームワーク：第8章『財務諸表に対する注記』」の公表
16	8	財務会計概念書案（公開草案）「概念書第8号－財務報告のための概念フレームワーク：第7章『表示』」の公表

SFAC：財務会計概念書

消され、現在では別々のプロジェクトとして概念フレームワークの改訂等の作業が進行している。すなわち、2014年3月にFASBは単独で財務会計概念書案（公開草案）「財務報告のための概念フレームワーク：第8章『財務諸表に対する注記』」（以下、「公開草案」という）を、2016年8月に財務会計概念書案（公開草案）「概念書第8号－財務報告のための概念フレームワーク：第7章『表示』」を公表している<sup>1)</sup>。

このように、今日においては、概念フレームワークの見直しにおいて、他の領域と並んで、開示プロジェクトが米国やIASB<sup>2)</sup>等において進行中であり、開示制度の改革が注目されている。なお、本稿で単に「開示」という場合には、財務諸表上での表示や注記を含む、広義で使用している。そして、ここでの問題意識は、米国の概念フレームワーク上のようなことが開示上問題になっているのか。また、なぜそれが問題となっており、その特徴点と問題点は何か、さらに、これがIASBや我が国の概念フレームワークにどのような影響を及ぼすのかということである。

このような状況の下において、本稿では、文献研究によって、2014年3月にFASBから公表された財務諸表の開示についての概念フレームワークの改訂に関する公開草案（「財務諸表に対する注記」）の到達点としての特徴点、評価し得る点及び問題点について明確にすることを目的とする。なお、本稿のユニークさは、当該公開草案の評価し得る点と問題点を明確にしている点である。

## II 概念フレームワークにおける財務諸表に対する注記についての検討

### 1 財務諸表に対する注記の内容の検討

ここでは、FASBの開示フレームワークに関する公開草案の評価し得る点や問題点を明らかにするために、その前提として、先行研究、経緯、内容及び注記の制約等について検討し、その内容を明らかにしていくこととする。

#### 1) 先行研究

本公開草案についての先行研究としては、例えば、川西 [2014a]、Oscar J. Holzmann and Paul Munter [2014] 等がある。川西論文では、本公開草案の内容について解説がなされている。また、Holzmann and Munter の論文でも、本公開草案の内容について解説がなされている。

#### 2) 開示フレームワーク・プロジェクトの経緯

本公開草案が公表された「最も基本的な背景」は、FASBが財務諸表に対する注記に関して一貫した概念フレームワークを持っていないことであり、現在における過剰な財務諸表に対する注記（「過度な開示」：excessive disclosure<sup>3)</sup>）は、作成者である報告企業にとっては過剰な負担となり、他方、利用者にとっては重要な情報を曖昧にし、それを読み落とすリスクの可能性がある等の欠点を持っていることである。そこで、首尾一貫した効率的な開示（「財務諸表に対する注記」）によって、負担の軽減と最も重要な財務情報を利用者に明示することによって「開示の改善」をすることが必要な状況と

なってきた。それゆえ、FASB は、2009年7月に様々な市場関係者<sup>4)</sup>からの要請に応え、「財務諸表における開示について、より効果的で整理され、無駄の少ないものとするを意図した包括的なフレームワークを開発することを目標とした、開示フレームワーク・プロジェクトに取り組むことを決定した」<sup>5)</sup> (FASB [2014a] par.P1、川西 [2014a] 13頁)。

このような状況の下において、2012年5月にIASBが単独で概念フレームワークの開発を再開した後、FASBは、現行の「概念フレームワークを全面的に見直す必要はないとの結論に到り、既存の概念フレームワークの改善に焦点を当て、短期的に会計基準設定活動に便益をもたらす論点を優先的に扱うことを決定した」(経済産業省 [2014] 13頁)。そして、FASBは2012年7月に討議資料「開示フレームワーク」(FASB [2012])<sup>6)</sup>を公表し、コメントを募集した。また、2013年6月にFASBは、「開示規定」に関する決定プロセスを、FASBの意思決定プロセス (the Board's decision process) と企業の意思決定プロセスの2つのものに分けて検討することを決定した。そして、受け取ったコメント・レター等を考慮して、2014年3月に自らの見解を示した本公開草案を公表している。

この公開草案は、表2のように、「①会計基準設定主体としてのFASBの意思決定プロセス、及び②企業 (entity's) の意思決定プロセス、に分けて検討する中で、①に関する提案をまとめたものであり、FASBが会計基準を設定する際の『何を財務諸表に対する注記で開示すべきか』についての判断プロセスを示している」(経済産業省 [2014a] 1頁)。

表2 FASBの開示フレームワーク・プロジェクト

種 類	内 容	具 体 化
①開示に関するFASBの意思決定プロセス	FASBが会計基準を設定する際の「何を財務諸表に対する注記で開示すべきか」を確定する決定プロセス	概念フレームワークの設定
②開示に関する企業の意思決定プロセス	開示規定を満たすに当たって、報告企業が適切に裁量権を行使するための意思決定プロセス	個別の会計基準の改訂

すなわち、開示に関するFASBの意思決定プロセスは、FASBが目的適合性のある情報を明確にし、財務諸表に対する注記に含まれるべき情報及びその制約を確定することを支援することを意図している (FASB [2014c] p.1)。この場合、前者①は概念フレームワークの設定、後者②は個別の会計基準の改訂という形で完了することを予定している。

### 3) 公開草案の主な内容

本公開草案における主な「内容」は、第1に、「財務諸表に対する注記に含めるべき情報」は何かを決定することである。この場合、後述のように、「注記の目的」は何か。また、「注記として開示することが適当な情報の性質」は何か。そして、その「一般的な注記の制約」は何か等を明らかにしている (FASB [2014c] p.1)。第2に、年次財務諸表と中間 (四半期) 財務諸表に対する注記に差異があるのか否かを検討している<sup>7)</sup>。これについては、中間財務諸表は年次財務諸表の一部を構成し、その会計処理が年次財務諸表と異なる場合があるために、両者における認識・測定・表示の差異、例えば、季節変動などのような、中間の財政状態や業績が年次のそれとどのように関係しているのか等につい

での説明を行うべきであろうとしている。

#### 4) 財務諸表に対する注記の位置づけ

ここでは、開示全般における「本章の位置づけ」について明確にしていきたい。企業が公表する情報（開示情報）には、種々のものがあり、この開示情報の観点からは、表3のように、大きく①「財務情報」と②「非財務情報」とがある。前者の例としては、例えば、年次報告書等があり、後者の例としては、例えば、環境報告書等がある。両者は基本的には別々に開示されるが、最近では両者を統合した「統合報告」の動きが見られる。そして、前者の中にも、財務諸表の本体、財務諸表に対する注記、MD&A<sup>8)</sup>等がある。このうち本章で取り扱っているのは、「財務諸表に対する注記」に関する部分のみに限定される。

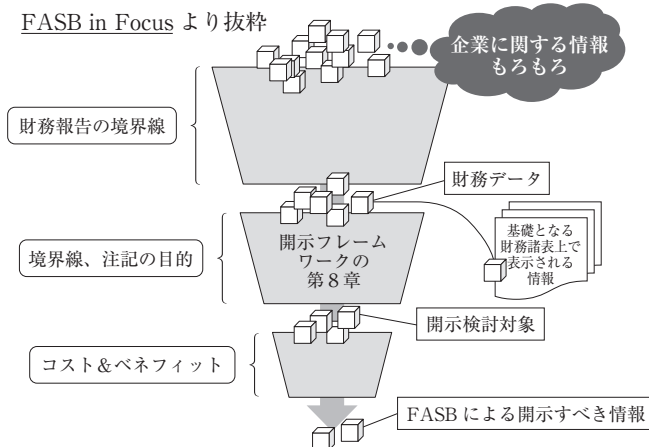
表3 企業の開示情報

開示情報	①財務情報	財務諸表の本体
		財務諸表に対する注記*
		MD&A
		その他の情報
	②非財務情報	環境報告書
		その他の情報

\*：本章での対象

本公開草案は、FASB が個別の基準における現行の開示要求を評価し、将来において開示要求を設定する際の基礎となるものである（FASB [2014a] par.P12）。この場合、FASB が開示（注記）すべき情報を識別するための意思決定構造は、図1のように、「まず、特定の会計基準にとって、注記することが適切かもしれない広い範囲の情報を識別し、次に、これらの情報の範囲を狭めて、最終的に何を

図1 FASB（会計基準の開発）の意思決定プロセス



(出所) 経済産業省 [2014] 4頁

注記とすべきかを判断するような設計になっている」(経済産業省 [2014] 4 頁、FASB [2014c] pp.2-3)。

ただし、本章では、「開示対象項目の具体的な絞り込み方法」について、すなわちどのように FASB が「開示範囲」(ないし「開示対象項目」)を狭めていくのかの方法についての規定をしていない。というのは、それは、個々の基準設定プロジェクトで検討することによって最もよくなされ得る、と考えるからである (FASB [2014c] p.3)。それゆえ、このフレームワークは、FASB が個別の会計基準の設定上財務諸表に対する注記において要求する情報の種類、分量や形式に関する意思決定をするのに重要な影響がある。

## 5) 財務諸表に対する注記の意義

財務諸表の本体で認識・表示される項目の金額及び勘定科目により資源提供者に提供される情報には制約がある。そこで、この制約を補完するための 1 つの手段として、注記が活用される。すなわち、「財務諸表に対する注記の意義」は、財務諸表の有用性を高めることによって、報告企業への資源提供者が将来キャッシュ・フローを見積り、資源提供を行うか否かの意思決定を行う際に有用かつ目的適合的な情報を提供するための 1 つの手段である。この際、この「財務諸表に対する注記に含めることが適当な情報の性質」には、表 4 のように、(1) 財務諸表の本体で提供できない情報や (2) 財務諸表の本体で提供されていない目的適合的な情報がある (FASB [2014a] par.D12、川西 [2014a] 14 頁)。

表 4 財務諸表に対する注記

情報の性質	情報の種類
(1) 財務諸表の本体で提供できないもの (2) 財務諸表の本体で提供されていないもの	①表示科目に対する追加的な情報
	②報告企業に関する情報
	③将来キャッシュ・フローに影響する可能性のある情報

そして、投資家等へ「有用な財務情報を提供するという観点」から、これらに適合する「情報の種類」には、表 4 のように、具体的には、大きく①財務諸表上の表示科目 (line items) についての追加的な情報、②報告企業に関する情報及び③将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のあるその他の過去の事象及び現在の状態や状況に関する情報という 3 種類のものがある (FASB [2014a] par. D12)。

### ① 表示科目に対する追加的な情報

これは、財務諸表上の表示科目に関する追加的な詳しい情報を提供するためのものである。ここで必要となる追加的な情報の水準は、当該項目の取引の複雑さのレベルに依存するであろう。例えば、高度に複雑な金融商品や高度に複雑な取引から生じる収益費用には、より多くの説明が要求されると考えられる。それゆえ、財務諸表の作成者は、当該表示科目が生じた取引の性質を利用者が理解できるようにするために、どのような追加的な開示が必要であるのかを決定する際に、判断を用いると予想される。



これには、例えば、資産の性質（例えば、物理的な状況、金融商品の性質、キャッシュ・フローの測定方法や不確実性、その他のキャッシュ・フローに影響するその他の要因等）、条件（例えば、契約条件等）及び品質（例えば、取引相手の履行能力等）、収益費用の性質やその発生理由等についての説明がある（Ibid., par.D13）。

## ② 報告企業に関する情報

これは、報告企業に関する情報であり、報告企業の名称や表示科目からでは明らかではなく、他の情報源から容易に利用可能でないものである（川西 [2014a] 14頁）。具体的には、例えば、報告企業の性質、その報告企業の活動（例えば、よく知られている反復的な活動が、一般の想定より複雑であったり、多様な場合等）、その報告企業に適用される特別な制約や特権（例えば、報告企業が特別な規定に基づく制約や特権が与えられている場合等）、他の企業と比較した場合の長所や短所（例えば、政府の補助金に非常に依存していたり、非常に少ない顧客に依存したりしている場合等）、関連当事者との取引（例えば、報告企業の所有者、経営者、親会社、子会社等の相互関係及びそれが状況、取引等に与える影響等）、セグメント情報（例えば、連結グループの分割表示、活動別表示、地域別表示等の分割表示等）等の説明がある（FASB [2014a] par.D14）。

## ③ 表示科目には影響していないが、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のある情報

これは、報告企業の権利や義務の創出や変動が認識規準を満たしていない、禁止されていないし要求されていないために、財務諸表上認識されていない事項で、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のあるその他の過去の事象及び現在の状態や状況に関する情報である。より具体的には、例えば、現在及び潜在的な訴訟、認識されていないコミットメント、認識された金額の不確実性や認識されていないその他の項目、後発事象、売上量及び価格の潜在的なボラティリティ、従業員についての懸念等がある（FASB [2014a] par.D15）。

以上のように、これらの3種類の情報は、投資家等へ「有用な財務情報を提供するという観点」から、財務諸表に対する注記として開示することが一般に有用であり、開示の検討対象となると考えられる。

## 6) 注記の制約

これまで、投資家等に有用な財務情報を提供するために、財務諸表に対する注記に適合する情報の種類等を検討してきたが、次にここでは、この開示プロジェクトが開始されることとなった主要な原因の1つである「開示の過重負担を避けるという観点」から、「注記の制約」(limitations)について検討していくこととする。

財務諸表に対する注記が過剰（「過度な開示」や「開示の過重負担」）となる場合には、報告企業にとっては不必要な負担となり、利用者にとっては重要な情報を曖昧にし、それを読み落とすリスクの可能性がある等の欠点がある。それゆえ、財務諸表に対する注記において情報を要求する規定には、表5のように、3つの制約が考えられる。そして、将来の新しい開示規定を評価する時に、FASBは、①資本提供者への情報の目的適合性、②コストが便益によって正当化されるか否か及び③将来志向情

報（future-oriented information: FOI）であるか否かという「財務諸表に対する注記に対する制約」を考慮するであろう（KPMG [2014] p.5）。

表5 財務諸表に対する注記の制約

注記の制約	①目的適合性	資本提供者への情報の目的適合性
	②コスト・ベネフィット	情報提供のためのコストと便益との比較衡量
	③将来志向情報	一定の将来予測情報の開示が企業に不利な影響を及ぼし得る状況は避けること

### ① 目的適合性

開示規定を設けるか否かの判断は、大多数の資源・資本提供者にとって目的適合性のある情報のみを提供しなければならない。また、報告企業の固有の重要性によって、重要性の判断が個々の企業で行えるように、開示規定は企業が重要性を判断できない程、厳格に規定をすべきではない（FASB [2014a] par.D18、川西 [2014a] 14頁）と考えられる。

### ② コスト・ベネフィット

財務報告一般に適用されるコスト制約が財務諸表に対する注記についても適用される。会計処理方法の開示が重要なのは、一般にその企業に固有である代替的な方法が認められている場合、会計処理方法が明らかでない場合又は会計処理方法を変更した場合等である。他方、例えば、一般的な会計実務、よく用いられている価格算定モデルや全般的な経済・政治・社会状況等についての説明のように、その情報が「企業に固有のものではなく」、「他の情報源から入手可能である」場合には、その情報はコスト・ベネフィットの観点から要求されるべきではない（FASB [2014a] pars.D19-D21、川西 [2014a] 15頁）と考えられる。

### ③ 将来志向情報

財務報告の目的は、経営者が企業価値や将来キャッシュ・フローの予測を直接的に公表することを要求するものではなく、投資家等が自らそれらの評価を行う上で有用な情報を提供することである。この場合、将来志向情報<sup>9)</sup>に関する FASB の基本的な見解は、一般的に将来予測情報である将来についての予測（forecasts）、予想（predictions）及び期待値（expectations）は財務諸表に対する注記に含めるべきではないというものである。すなわち、不確実性や未知の将来事象で経営者の支配が及ばないものの予測についての情報は、その将来志向情報を提供することによって、企業に不利な影響をもたらすことがある。これらについては、注記することが要求されない。しかし、例外として、将来についての期待値や前提を織り込んだ財務諸表上に計上されている数値や注記における測定値について、これらの数値のインプットとなる期待値や前提を開示することは適切かもしれない、というものである（FASB [2014a] pars.D22-D31、経済産業省 [2014b] 10頁）。

## 7) 有用な将来志向情報

上記のように、開示の過重負担を避ける等という観点から、将来志向情報に関する注記は基本的に



は要求されない。しかし、表6のように、①財務諸表表示科目の測定値のインプットに用いた見積りや前提に関する情報、②経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略及び③特定の将来の変動の影響に関する将来志向情報については、有用な開示となり得ると考えられるので、開示することを検討している。

表6 有用な将来志向情報

有用な 将来志向情報	① 財務諸表表示科目の測定値のインプットに用いた見積りや前提に関する情報
	② 経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略
	③ 特定の将来の変動の影響に関する情報

① 財務諸表表示科目の測定値のインプットに用いた見積りや前提に関する情報

これは、財務諸表表示科目の測定値のインプットに用いた見積りや前提に関する情報であり、一般に将来志向的であり、自己開発されたものが多い。また、忠実な表現の一部であり、公正価値測定に関連することが多い。これらの情報は、報告企業の視点ではなく、市場の視点からのものであり、一般に、確率で加重平均されたか、又はリスク及び不確実性を反映した率で割り引いたものであり、注記開示が適切であると考えられる。なお、将来の売上収益の見積り等の注記は原則として適切ではない（FASB [2014a] par.D27、川西 [2014a] 15-16頁）と考えている。

② 経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略

これは、経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略に関する情報であり、一般的には財務諸表に対する注記で開示されないけれども、例外的に、例えば、固定資産の売却計画等の開示が考えられる（FASB [2014a] par.D28、川西 [2014a] 16頁）。

③ 特定の将来の変動による表示科目や企業全体に対する影響に関する情報

これは特定の将来の変動による表示科目や企業全体に対する影響に関する情報である。これには、例えば、市場金利の変動のように、特定の経済状況の将来の変動が、どのように表示科目へ影響を及ぼすのかについての情報、その情報が数学モデルへのインプットを変更した結果を反映し、その影響が会計基準において特定され、かつ経営者の予測でない場合の情報等がある。このような情報は開示が要求されることがある（FASB [2014a] par.D29、川西 [2014a] 16頁）。

このような3つのケースでは、将来志向情報の注記開示も検討の対象になると考えられる。

2 特徴点

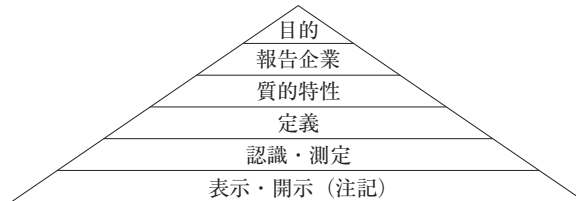
以上のように、本公開草案には、次のような特徴点が見られる。

① 本公開草案の対象である財務諸表に対する注記は、財務諸表の有用性を高めることによって、報告企業への資源提供者が将来キャッシュ・フローを見積り、資源提供を行うか否かの意思決定を行う際に有用な情報を提供するための1つの手段である。それゆえ、本章は、概念フレームワーク上、FASB が会計基準を設定する際に、「何を財務諸表に対する注記で開示すべきか」についての判断プ

プロセス（ないし開示に関する FASB の意思決定プロセス）に関連するものである。

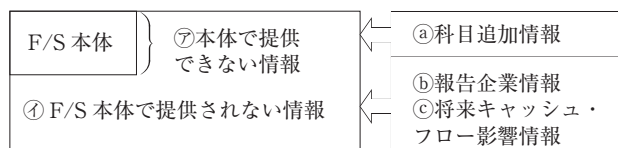
- ② 概念フレームワーク上における「本章の位置づけ」に関して、本章は、図2のように、概念フレームワーク全体のうち「開示」に係るものである。しかも、開示全般というよりも、開示の一部である「財務諸表に対する注記」の部分のみを取り扱うものであり、その役割としては、以下のことを行うのに役立つことであると考えている。

図2 FASB 概念フレームワークの体系



- ㊦ 本章は、FASB が、将来において開示（「財務諸表に対する注記」）に関する一貫性のある個別の会計基準を開発ないし改訂する際及び現行の開示に関する基準を評価する際に基準で要求される開示の種類及び形式を示した概念（メタ基準）である（FASB [2014c] p.1）が、権威ある米国 GAAP ガイダンスを構成するものではないこと<sup>10)</sup>
- ① ㊦のために、財務諸表に対する注記として開示することが適切で、利用者にとって目的適合性のある情報を識別するための基礎を FASB に提供すること
- ㊧ ①の情報を識別するための「概念フレームワーク・レベル」における FASB の注記事項の意思決定構造としては、まず、注記が適切であると考えられる広範囲の情報を識別し、次に、この範囲を狭めていき、最終的に何を注記とすべきかを判定するという構造を採用していること。なお、本章は、どのように開示対象項目を具体的に絞り込んでいくのかについての方法を規定しておらず、それは、「個別の会計基準レベル」における基準設定時の役割としていること
- ③ 企業の利害関係者へ有用な財務情報を提供するために、財務諸表（F/S）に対する注記に含めることが適当な「情報の性質」には、図3のように、㊦財務諸表の本体で提供できない情報や①財務諸表の本体で提供されていない情報がある。この場合、これらの「情報の種類」には、㉠例えば、資産の性質等のような、財務諸表上の表示科目についての追加的な情報、㉡例えば、報告企業の性質等のような、報告企業に関する情報及び㉢例えば、現在及び潜在的な訴訟等のような、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のあるその他の過去の事象及び現在の状態や状況に関する情報

図3 財務諸表に対する注記



の3種類のものがある。

- ④ 他方、開示の過重負担等を避けるために、注記の制約には、表7のように、㉞目的適合性、①コストが便益によって正当化されるか否か及び㉟将来志向情報であるか否かがある。

表7 財務諸表に対する注記の制約とその例外

注記の制約*1	例	外*2
㉞目的適合性	-	
①コスト・ベネフィット	-	
㉟将来志向情報	㉠財務諸表表示科目の測定値のインプットに用いた見積りや前提に関する情報	
	㉡経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略	
	㉢特定の将来の変動の影響に関する情報	

\*1：注記の対象とならないもの \*2：注記の対象となるもの

- ⑤ 上述のように、開示の過重負担等を避けるために、将来志向情報は、基本的には財務諸表に対する注記としては馴染まない。しかし、例外として、表7のように、㉠測定の入力に用いた見積りや前提に関する情報、㉡経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略及び㉢特定の将来の変動の影響に関する情報については、有用な開示となると考えられる。

以上の本章をめぐる要点をまとめれば、表8のようになる。

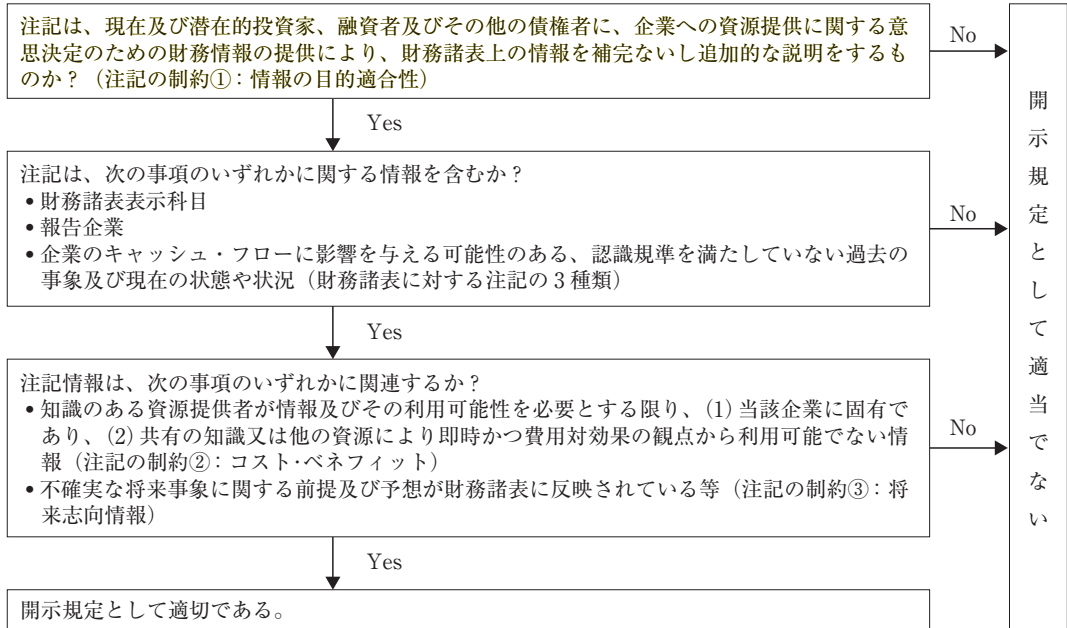
表8 本章の要点

背景	目的	位置付け	FASBのDMの構造	情報の性質	情報の種類	注記の制約	制約の例外
㉞開示CFの不在(FASB) ①開示の過重負担(作成者) ㉟非効率的な財務情報の提供(利用者)	㉞開示CFの設定 ①会計基準の開発に関する意思決定への役立ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表の開示</li> <li>特に財務諸表に対する注記</li> </ul>	<p>㉞注記が適切であると考えられる広範囲の情報を識別</p> <p>①この範囲を狭めていき、最終的に何を注記とすべきかを判定</p>	<p>㉞財務諸表の本体で提供できない情報</p> <p>①財務諸表の本体で提供されていない情報</p>	<p>㉞財務諸表上の表示科目についての追加的な情報</p> <p>①報告企業に関する情報</p> <p>㉟将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のあるその他の情報</p>	<p>㉞目的適合性</p> <p>①コスト・ベネフィット</p> <p>㉟将来志向情報</p>	<p>㉞財務諸表表示科目の測定値のインプットに用いた見積りに関する情報</p> <p>①経営者の支配の及ぶ実在の計画等</p> <p>㉟特定の将来の変動の影響に関する情報</p>

(注) CF：概念フレームワーク、DM：意思決定

- ⑥ 以上のことを考慮した場合、FASBが将来において財務諸表に対する注記に関連する開示規定の設定や現行の開示規定を評価する上で、適用することとなる決定プロセスのフローチャートは、図4のようになると考えられる。

図4 FASB の開示規定の決定プロセスのフローチャート



（出所）Deloitte [2014] p.2を参照して著者作成

### 3 評価し得る点

本公開草案の評価し得る点については、次のようなことが挙げられる。

#### ① 一貫性ある概念フレームワークの設定

この開示に関するフレームワークを完成することによって、将来 FASB が個別の会計基準を設定・改廃する場合に、一貫した指針を示そうとしていること。

#### ② 有用性の観点からの指針の明示

この開示フレームワークにおいて、意思決定アプローチに基づく有用性の観点から、有用な財務情報を提供するために、財務諸表に対する注記に含めるのに適切な情報の性質として、㉗財務諸表の本体で提供できない情報や㉘財務諸表の本体で提供されていない情報があることを示していること。この場合、これらに適合する「情報の種類」として、㉙財務諸表上の表示科目についての追加的な情報、㉚報告企業に関する情報及び㉛将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のあるその他の過去の事象及び現在の状態や状況に関する情報という3種類のものを挙げていること。

#### ③ 開示の過重負担の観点からの注記の制約

この開示フレームワークにおいて、開示の過重負担を避けるという観点から、㉜目的適合性、㉝コストが便益によって正当化されるか否か及び㉞将来志向情報を挙げていること。

このように、この概念フレームワーク案においては、全体として概念フレームワークの設定によって、FASB の開示に関する会計基準を設定する場合の一貫した指針を示そうとしていること、有用な財務情報を提供するために、財務諸表に対する注記として適切な情報の性質とそれに適合する注記の

種類を明示していること、及び開示の過重負担を避けるための注記の制約条件を示していることは、評価できる。

#### 4 問題点

以下では、これまでの検討を前提として、本公開草案の問題点について明らかにしていくこととする。本公開草案の問題点としては、次のようなものが考えられる<sup>11)</sup>。

##### ① 一貫性の確保

本公開草案である「財務諸表に対する注記」の最終化に伴って、この領域において、本当に首尾一貫した概念フレームワークの適用になるのかは、運用上の問題であり、運用上において首尾一貫性が確保されない懸念が残るであろう。

##### ② 開示の過重負担

本公開草案が公表される主要な原因の1つである米国における開示の過重負担の問題については、次のような点が問題となろう。すなわち、㊦目的適合性という抽象性の高い規準であること。概念フレームワークという性質上、抽象性の高い概念を使用することは、仕方のないことであるが、この目的適合性という規準が客観的に機能するか否かについては、懸念が残るであろう。すなわち、目的適合性という概念は、ボード・メンバーの各人によって異なり得るので、結局は、その時々ボード・メンバーの考え方に依存する可能性がある。また、㊧コスト・ベネフィットという測定が難しい概念を使用していること。概念フレームワークという性質上、抽象性の高い概念を使用することは、仕方のないことであるが、このコスト・ベネフィットという規準が客観的に機能するか否かについては、懸念が残るであろう。すなわち、コストの発生側は（勿論、財務報告に対する分析コストというような利用者側のコストも発生するけれども）主に財務報告の作成側に発生し、他方、ベネフィットの享受は（勿論、資金調達がより安く行えるというケースもあるけれども）主に財務報告の利用者側において行なわれ、しかもそれを客観的に測定することが難しいと考えられる。そして、㊨有用な将来志向情報の1つとして経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略を挙げていること。すなわち、特に戦略は、経営の重要な収益源であり、ハーフ・ディスクロージャー制度の下で、どこまで実行可能性があるのか疑問であろう。さらに、㊩開示の過重負担の問題は、米国 GAAP の範囲にとどまらず、SEC ルール、その他の規制による要求により開示の重複が問題とされていること。それゆえ、これらとの相互調整の問題が残されている。そして、本公開草案の最終化に伴って、本当に開示の過重負担が避けられるのか、不明確である。

##### ③ その他

上述の他に、例えば、財務諸表に対する注記（特に報告企業に関する情報や経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略に関する情報等）と MD&A との区分が明確でないことが問題となろう。



### Ⅲ むすび

以上のように、本稿では、文献研究によって、2014年3月にFASBから公表された公開草案（「財務諸表に対する注記」）の特徴点、評価し得る点と問題点について検討してきた。この検討によって、以下のことが明らかにされた。

本公開草案の特徴点として、次のことが明確にされた。すなわち、本公開草案の位置づけとしては、開示のうち財務諸表に対する注記の部分のみを取り扱うものである。これはFASBの開示に関する意思決定プロセスに関するものであり、これが最終版となった時には、開示（財務諸表に対する注記）に関してFASBが個別会計基準の設定・改訂等をおこなう上でメタ基準となるものである。この場合、FASBの注記事項の意思決定構造としては、まず注記が適切であると考えられる広範囲の情報を識別し、次にこの範囲を狭めていき、最終的に何を注記とすべきかを判定するという構造を採用している。また、この際、本公開草案はどのように開示対象項目を具体的に絞り込んでいくのかについての方法を規定しておらず、それを個別の会計基準設定レベルでの役割としている。次に、財務諸表に対する注記の意義としては、投資家等に有用な財務情報を提供するという観点から、報告企業への資源提供者が将来キャッシュ・フローを見積り、資源提供を行うか否かの意思決定を行う際に有用な情報を提供するための一手段であると考えている。そして、これに適合する情報の性質には、財務諸表の本体で提供できない情報や財務諸表の本体で提供されていない情報があり、これに適合する情報の種類としては、財務諸表上の表示科目についての追加的な情報、報告企業に関する情報及び将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のあるその他の過去の事象及び現在の状態や状況に関する情報という3種類のものがある。他方、本公開草案が公表される主要な原因の1つとなった開示の過重負担を避けるという観点から、この注記の制約には、目的適合性、コストが便益によって正当化されるか否か及び将来志向情報であるか否かという3つのものを考えている。このように、将来志向情報は、原則的には、公表されないのであるが、例外として、測定の入力に用いた見積りや前提に関する情報、経営者の支配の及ぶ実在の計画や戦略及び特定の将来の変動の影響に関する情報については、有用な開示となり得ると考えている。

本公開草案の評価し得る点として、次のことが明確にされた。すなわち、本公開草案においては、全体として概念フレームワークの設定によって、FASBの開示に関する会計基準を設定する場合の一貫した指針を示そうとしていること、有用な財務情報を提供するために、財務諸表に対する注記として適切な情報の性質とそれに適合する注記の種類を明示していること、及び開示の過重負担を避けるための注記の制約条件を示していることは、評価できる。

本公開草案の問題点として一貫性の確保、開示の過重負担の問題における目的適合性基準、コスト・ベネフィット基準、企業戦略などの開示問題、及び財務諸表に対する注記とMD&Aとの区分が明確でないこと等が明確にされた。

なお、本公開草案はまだ公開草案の段階のものなので、最終的にどのようなものとなるのかは確定していない。しかし、基本的な考え方は変わりがないと思われるので、この方向で概念フレームワー



クが確定し、FASB が首尾一貫した形で、効率的・効果的かつ有用な財務諸表に対する注記に関する個別の会計基準を作成することが期待される。

〔注〕

- 1) なお、公開草案では年次財務諸表と中間（四半期）財務諸表の双方を取り扱っている。
- 2) IASB では、開示イニシアティブ（「開示に関する取組み」）が進行中である。短期プロジェクトとしては、例えば、2014年12月に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂版「開示に関する取組み（IAS 第 1 号の改訂）」（IASB [2014]）が公表され、重要性の判断等の改訂がなされている。
- 3) 米国 GAAP、SEC ルール、その他の規制による要求により開示の重複が問題とされている。
- 4) 旧 ITAC（投資家による FASB にテクニカルな助言をする会議体）や SEC の財務報告改善諮問委員会等の要請による（経済産業省 [2014b] 2 頁）。
- 5) プロジェクトの対象は、公開企業、非公開企業及び非営利団体の財務諸表を対象としている（経済産業省 [2014b] 2 頁）。
- 6) IASB の概念フレームワークにおいて開示については、「上位の原則のみを含めることとし、より詳細な作業は開示に関する取組みプロジェクトにおいて扱うこととし」ている（川西 [2014a] 13 頁）。
- 7) 本公開草案では、どのように中間財務諸表（interim-period financial statements: 四半期財務諸表）が年次財務諸表と異なるのかについて検討している。中間財務諸表は一般に年次財務諸表と異なった目的を持っており、それゆえ、次のように、特有の性質と制約を持っている。すなわち、中間財務諸表は、年次期間の不可欠な一部であると基本的に見なければならぬこと。また、中間開示は、次のような直近の年次報告書に新しい情報や重要な変更を提供すること。⑦財務諸表表示科目の認識、測定及び表示上の変化、⑧どのように中間の成果が全期間に対して関連するか、⑨中間財務情報上の要約金額に含まれる年次財務諸表からの重要な変化についての追加的な開示。さらに、利用者の将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼすであろう年次開示についての新しい情報がある場合には、開示が考えられるであろうこと（KPMG [2014] p.6）。  
 そして、中間財務諸表は年次財務諸表よりも要約したものでよく、次のようにすべきであろうと考えている（PWC [2014], FASB [2014c] p.1）。すなわち、表示科目の認識、測定又は表示における年次財務諸表との差異を説明すること。その結果が非常に不確実ないし予想不能な偶発債務や潜在的な負債についての最新の情報を提供すること。本来的にあまり予想しえない方法で変動するものについて与えられた公正価値についての最新の情報を提供すること。例えば、収益における季節変動の影響のような、中間についての財政状態や活動成果が、どのよう年次全体に対する予測に関連するのかについて説明すること。
- 8) MD&A (management's discussion and analysis) は、経営者による財政状態及び経営成績等の検討、分析や将来予測のことであり、米国では SEC が、投資家への情報開示の 1 つとして要求しているものである。
- 9) 将来志向情報に関する SEC のセーフハーバー・ルール（免責条項）は、非財務情報に対してのみ

- 適用され、監査を受ける財務諸表については適用されない。すなわち、SEC のセーフ・ハーバー・ルールは、1995年に承認された証券民事訴訟改革法（Private Securities Litigation Reform Act）で、企業が予測した将来情報が大きく間違ってしまうリスクを投資家に警告している限り、将来情報を提供する企業は訴訟から守られるというものである。保護の内容は、企業が公表する将来情報が projection, estimation, forecast 等に基づいていることを明示し、将来予測であることを適切な注意喚起により明示すれば、責任を負わないというものである（Hephaistos Investment Research [2014]）。
- 10) したがって、これは FASB 会計基準編纂書の一部にはならず、権威ある米国会計基準に優先しないこととなる（デロイト [2014]）。
- 11) なお、企業機密は、外部公表できないので、「ハーフ・ディスクロージャー」にならざるを得ないと考えられる。

#### 〔参考文献〕

- 安藤英義編著 [1996] 『会計フレームワークと会計基準』中央経済社
- 岩崎勇 [2014] 「IASB の概念フレームワークについて—2013年討議資料等を中心として」『産業経理』第74巻第1号、16-26頁
- 川西安喜 [2014a] 「FASB 公開草案『財務報告のための概念フレームワーク：財務諸表に対する注記』」『会計・監査ジャーナル』706号、13-22頁
- 川西安喜 [2014b] 「国際会計基準審議会（IASB）の公開草案『開示に関する取組み：IAS 第1号の改訂案』」『会計・監査ジャーナル』707号、31-33頁
- 企業会計基準委員会（ASBJ）[2014] 『財務報告のための概念フレームワーク第8章「財務諸表に対する注記」に対するコメント』
- 経済産業省 [2014a] 「開示を巡る動向」『第6回 企業開示制度の国際動向等に関する研究会』資料4  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyoukaikai/pdf/20140313\\_06.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/pdf/20140313_06.pdf)
- 経済産業省 [2014b] 「開示を巡る動向」『第6回 企業開示制度の国際動向等に関する研究会』参考資料4-1
- デロイト（Deloitte）[2014] 「これを開示？」『Heads Up』第21巻第5号  
[http://www.tohatsu.com/assets/Dcom-Japan/Local%20Assets/Documents/knowledge/us/ku/jp\\_k\\_us\\_headsup\\_21-05-J\\_140306.pdf](http://www.tohatsu.com/assets/Dcom-Japan/Local%20Assets/Documents/knowledge/us/ku/jp_k_us_headsup_21-05-J_140306.pdf)
- Hephaistos Investment Research [2014] 「PSLRA 法の免責条項（セーフハーバー・ルール）」  
[http://hephaistos.fc2web.com/tips/us\\_disclosure.html](http://hephaistos.fc2web.com/tips/us_disclosure.html)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1984] *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. (平松一夫、広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社)
- [2000] *Statement of Financial Accounting Concepts No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. (平松一夫、広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社)

- [2010a] Proposed Concepts Statement, Conceptual Framework for Financial Reporting: *The Reporting Entity*.
- [2010b] Statement of Financial Accounting Concepts No.8, *Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*.
- [2012] Discussion Paper, *Invitation to Comment: Disclosure Framework*.
- [2014a] Proposed Statement of Financial Accounting Concepts (Exposure Draft), *Conceptual Framework for Financial Reporting, “Chapter 8: Notes to Financial Statements.”*
- [2014b] “FASB issues Proposal on Board Decision Process for Disclosure Framework Project”, *News Release 03/04/14*  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FNewsPage&cid=1176163869073](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176163869073)
- [2014c] “*Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 8: Notes to Financial Statements,*” *FASB in Focus*. (March 4)
- [2014d] *Comment Letters: Conceptual Framework for Financial Reporting-Chapter 8: Notes to Financial Statements*, Reference Number: 2014-200  
[http://www.fasb.org/jsp/FASB/CommentLetter\\_C/CommentLetterPage&cid=1218220137090&project\\_id=2014-200](http://www.fasb.org/jsp/FASB/CommentLetter_C/CommentLetterPage&cid=1218220137090&project_id=2014-200)
- Holzmann, J. Oscar and Paul Munter [2014] “Conceptual Framework for Financial Reporting — Chapter 8: Notes to Financial Statements,” *Journal of Corporate Accounting & Finance*: Volume 25 No 5, pp.77-81.
- IASB [2013] Discussion Paper: *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. (July) (企業会計基準委員会訳 『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』)
- [2014] Exposure Draft, *Disclosure Initiative: Proposed Amendments to IAS1*. (March)
- KPMG [2014] “FASB Proposes Disclosure Framework,” *Defining Issues*, No.14-16. pp.1-9.  
<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/Defining-Issues/Documents/Defining-Issues-O-1403-16.pdf>
- PWC [2014] *In Brief: FASB issues Exposure Draft of the Conceptual Framework for Financial Reporting: Notes to Financial Statements (No.2014-03)*. <http://www.pwc.com/us/en/cfodirect/publications/in-brief/2014-03-conceptual-framework-financial-statements.jhtml>

(付記) なお、本稿は、科学研究費基盤研究 (C) 課題番号16K03989の研究成果の一部である。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]